

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上川郡 剣淵町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 剣淵町区域

(1) 現況

剣淵町は、北海道北部の名寄盆地の南部に位置し、旭川市から北へ向かって約 45 km の距離にある、田園風景が広がる町です。東西 10.8 km、南北 12.6 km、総面積は 131.2 平方キロメートルで、天塩川水系の支流である剣淵川に沿って広がっており、南は和寒町と、北は士別市と隣接している。

本町は、東部の丘陵地帯と西部の丘陵地帯、中央部の広く発達した低地帯に分類することができる。

東部の丘陵地帯では、東部地区農用地開発事業により造成された畑、従来からの急な畑が散在しており、中央部に向かうに従い段差のある田が広がる。西部の丘陵地帯では、西部地区農用地開発事業などによる畑が広がり、中央部に向かうに従い段差のある田が広がる。特に西部地区においては粘土層が発達し、「剣淵粘土」と称している重粘土が広く分布している。

これらの地域では、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要となっている。

中央部は、明治 32 年の屯田兵入植以前は低湿地帯の密林が広がっており、先人の努力により発展を遂げ、昭和 42 年の国営天塩川総合かんがい排水事業とその後平成元年まで続いた各地区のほ場整備事業により、整備された美しい田の広がる地域へと生まれ変わった。こうした景観を後世につなげていくために、景観に配慮した取組みが必要となっている。また、河川改修などに伴い、多くの古川が散在しており、こうして出来た池や沼には、町の天然記念物に指定されている「銀鮒、緋鮒、鉄魚」が生息するとされており、環境に配慮した営農活動も求められている。

剣淵町では、有機 J A S に取組む農家が比較的多く、環境保全への意欲は高く、今後も取組みを継続できる環境を整えることも重要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	剣淵町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関しては、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

全町一円（過疎地域自立促進特別措置法に公示された地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農地

a 傾斜1/20以上の田

b 傾斜15度以上の畑、草地及び採草放牧地

ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地（剣淵町長の判断によるもの）

a 傾斜1/100以上で1/20未満の田の全てを対象とする。

b 傾斜8度以上で15度未満の畑、草地及び採草放牧地の全てを対象とする。

ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

特になし。

(3) 対象者

特になし。

(4) その他必要な事項

1) 地目の変更又は土地改良事業等の実施による交付単価は、次のア、イを適用する。

ア 地目の変更により、勾配が区分外となった場合は、令和 11 年度までは変更後の地目の緩傾斜の単価を適用する。

イ 土地改良事業等の実施による勾配の変更

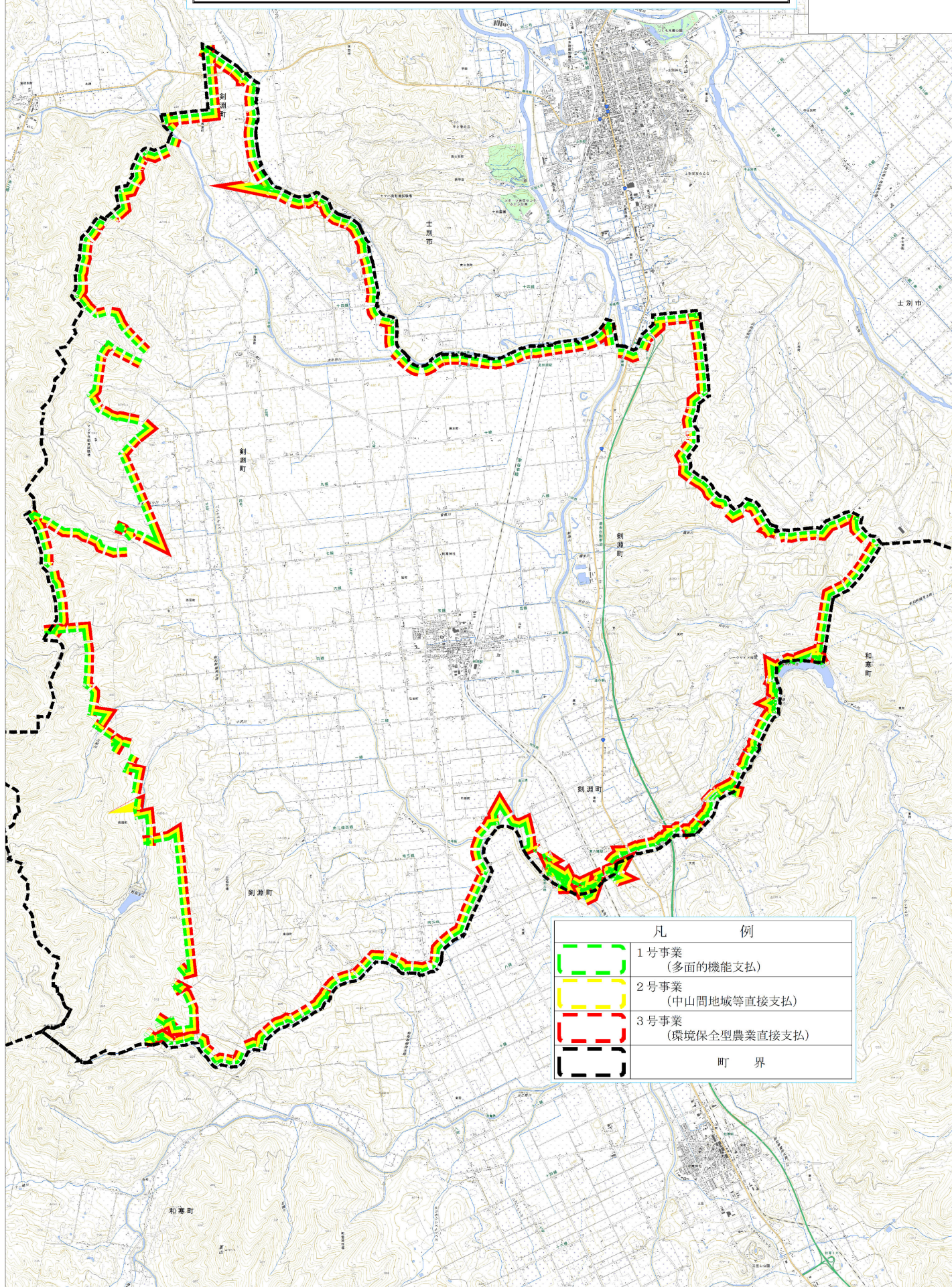
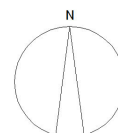
(ア) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、令和 7 年度の単価を令和 11 年度まで適用する。

(イ) 集落協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動を行う年度から、改善されたほ場の勾配の単価を適用する。ただし、勾配が区分外になった場合は、その地目の緩傾斜の単価を適用する。

2) 土地改良通年施行の取扱い

土地改良通年施行に係る農地も対象農地とする。ただし、集落協定に事業の実施が位置づけられ、当該年度内に事業が終了するものとする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画図
(上川郡 剣淵町)



凡 例	
	1号事業 (多面的機能支払)
	2号事業 (中山間地域等直接支払)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払)
	町 界